

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（ポイント）

内閣官房行政改革推進事務局

第1章 総則（第1条 - 第3条）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない、との基本理念を明記。

国及び地方公共団体は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する旨を規定。

第2章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第1節 政策金融改革（第4条 - 第14条）

平成20年度において現行機関の組織・機能を再編成し、新たに一の機関を設立
機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達の支援、重要な資源の海外における開発及び取得を促進する機能等に限定

新政策金融機関の組織及び業務の在り方

特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人若しくはそれに類する法人

明確な経営責任の下で運営され、経営内容に関する情報の公開を徹底

経営責任者は、設立の目的、金融業務に照らし必要な識見・能力を有する者から選任。特定の公務経歴の者が固定的に選任されることがないように十分配慮。

組織は、国内金融を行う部門と国際金融を行う部門とに大別。

業務は、現行政策金融機関から承継する業務等とし、債務の一部の保証等の業務の推進を図る。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とする。

業務の実施状況について評価及び監視を行う体制を整備。業務の必要性の有無等についての見直し及び貸付金の残高の継続的な縮小を行うことを可能とする。

現行政策金融機関の在り方

商工組合中央金庫、日本政策投資銀行は完全民営化。商工組合中央金庫の有する中小企業団体及び構成員に対する金融機能及び日本政策投資銀行の有する長期事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう必要な措置を講ずる。

公営企業金融公庫は平成 20 年度に廃止し、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行。

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行は平成 20 年度に、沖縄振興開発金融公庫は沖縄振興計画の期間経過後に、新政策金融機関に統合（一定の業務を廃止又は限定等した上で新政策金融機関に承継）

国際協力銀行の国際金融等業務は、重要な資源の海外における開発及び取得を促進する業務等に限定し、海外経済協力業務は、国際協力機構に承継。

独立行政法人等が行う融資等業務の在り方を平成 18 年度において見直し

第 2 節 独立行政法人の見直し（第 15 条、第 16 条）

平成 18 年度以降に初めて中期目標の期間が終了する独立行政法人

- ・法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織・業務の在り方、これに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討

第 3 節 特別会計改革（第 17 条 - 第 41 条）

特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化

- ・特別会計において経理されている事務・事業の合理化、効率化
- ・平成 18 年度から 5 年間を目途に計画的に推進
- ・財政の健全化に総額 20 兆円程度の寄与をすることを目標

本法律の施行後 1 年以内を目途として法制上の措置

- ・特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示等の情報の開示

各特別会計の廃止・統合、効率化等、特定財源の見直しの方向性を規定

第 4 節 総人件費改革(第 42 条 - 第 57 条)

国家公務員の総人件費改革

- ・平成 22 年度の国家公務員の年度末総数を平成 17 年度の国家公務員の年度末総数の 100 分の 5 に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。

- ・行政機関等の職員について、平成 18 年度以降の 5 年間で、平成 17 年度末における総数から、その 100 分の 5 に相当する数以上の純減をさせること等を行う。

給与制度改革

- ・職務と責任に応じた給与の体系、国家公務員の給与と民間における賃金との比較方法の在り方等についての人事院における検討の状況を踏まえ、必要な措置を平成 18 年度から順次講ずること等を行う。

地方公務員

- ・政府は、平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数の 1000 分の 46 以上に相当する数を純減したものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請すること等を行う。また、地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、職員数を厳格に管理すること等を行う。

その他の公的部門の見直し

- ・独立行政法人等は、平成 18 年度以降の 5 年間で平成 17 年度における額からその 100 分の 5 に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費等の削減に取り組む。

第 5 節 国の資産及び債務に関する改革（第 58 条 - 第 62 条）

国の資産及び債務に関する改革

- ・財政融資資金の貸付金残高の縮減の維持、歳出削減の徹底、国有財産の売却、剰余金等の見直し等による資産圧縮
- ・民間の知見を活用した資産及び債務の管理の在り方を見直し
- ・改革の推進に資するため、将来の国民負担を極力抑制すること等 4 つの原則による財政運営。関連情報を積極的に公表

国の資産の圧縮

- ・国の資産の保有の必要性を厳格に判断
- ・売却可能な国有財産の売却の促進
- ・過大な剰余金等を国債総額の抑制その他国民負担の軽減のための活用

国の資産及び債務の管理の在り方を見直し

- ・国有財産の売却可能性の検討、国有財産及び貸付金の証券化の適否の検討、国債に関する施策の充実等。企業会計の慣行を参考にした貸借対照表等を作成する基準の必要な見直し等

第 6 節 関連諸制度の改革（公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革、政策評価の推進）との連携（第 63 条 - 第 68 条）

第 3 章 行政改革推進本部の設置（第 68 条 - 第 78 条）

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、行政改革推進本部を置き、その事務を処理させるために事務局を置く。

付則 施行期日等

公布の日（ただし、本部については、施行後 1 カ月以内に政令で定める日から施行）